

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

志免町（以下、当町と称す）のハザードマップによると、当町には宇美川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域として、0.5m未満、0.5～3m未満の浸水が想定されている地域が多く存在しており、ごく一部であるが、3～5.0m未満の浸水が想定されている地域も存在している。

(土砂災害：志免町地域防災計画)

当町の志免町地域防災計画（資料編）によると、がけ崩れ等の発生の恐れがある土砂災害警戒区域が 39 か所（福岡市隣接 3 ヶ所）指定（令和 2 年 3 月現在）されており、主に、桜丘や王子等の急傾斜地に存在している。

(地震：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当町周辺に存在する警固断層（南東部）及び宇美断層があり、以下の表のような地震の想定を行っている。

●志免町周辺に存在する活断層の評価

活断層名	警固断層（南東部）	宇美断層
想定される地震の規模 （マグニチュード）	7.2	6.9
今後 30 年以内に地震が 発生する確率	0.3%～6%	不明

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月発行）

(その他)

町内を流れる宇美川流域では、これまでも度々水害に見舞われてきた。特に平成 15 年 7 月豪雨の際には、吉原橋左岸が決壊し、床上浸水 190 世帯、床下浸水 259 世帯に及ぶ被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的大規模なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,471 人（令和 6 年 3 月 31 日現在）

・小規模事業者数 1,060 人（令和 6 年 3 月 31 日現在）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数
商工業者	建設業	198	158
	製造業	130	110
	卸売業	161	82
	小売業	325	196
	飲食業	193	117
	サービス業	284	264
	その他	180	133
合計		1,471	1,060

(3) これまでの 取組

①当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

②志免町商工会（以下、当会と称す）の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー（ワークショップ）の開催
- ・事業者BCP策定に関する専門家派遣
- ・防災備品を備蓄

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について 漠然的な記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっており、関係団体との連携が必要である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者の自然災害リスクを把握するとともに、事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、そのうえでリスク診断を受けてもらい、事業者BCPに関し、何が不足しているかを認識してもらう。事業者BCPの必要性を認識したうえで策定を行うことでワンストップ支援を行うことが出来る。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発症時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関しては、福岡県商工会連合会と連携し、リスク予防診断を入口として、リスク喚起からBCP策定支援までを実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年3月に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

③ 関係団体等との連携

- ・ 提携先の福岡県商工会連合会及び東京海上日動火災（株）とともに、会員事業者以外も対象としたリスク予防診断から事業者BCPの策定までのワンストップ支援事業を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当町と連携して状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒・職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、半日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
～4週間	2日に1回程度共有する
～2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

<3. 発災時における連絡体制>

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。

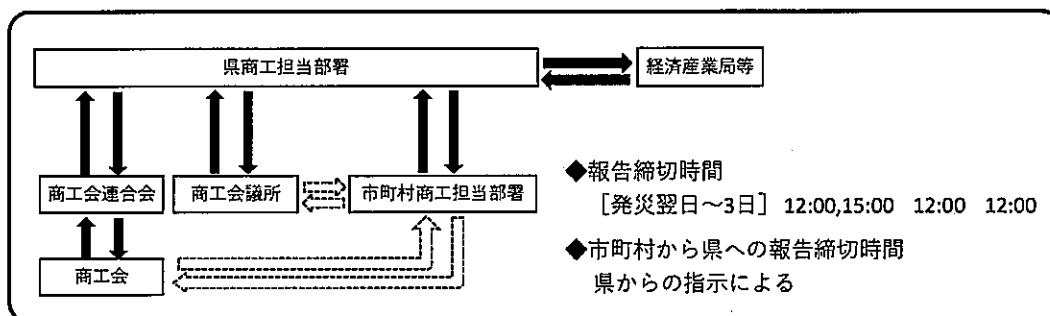
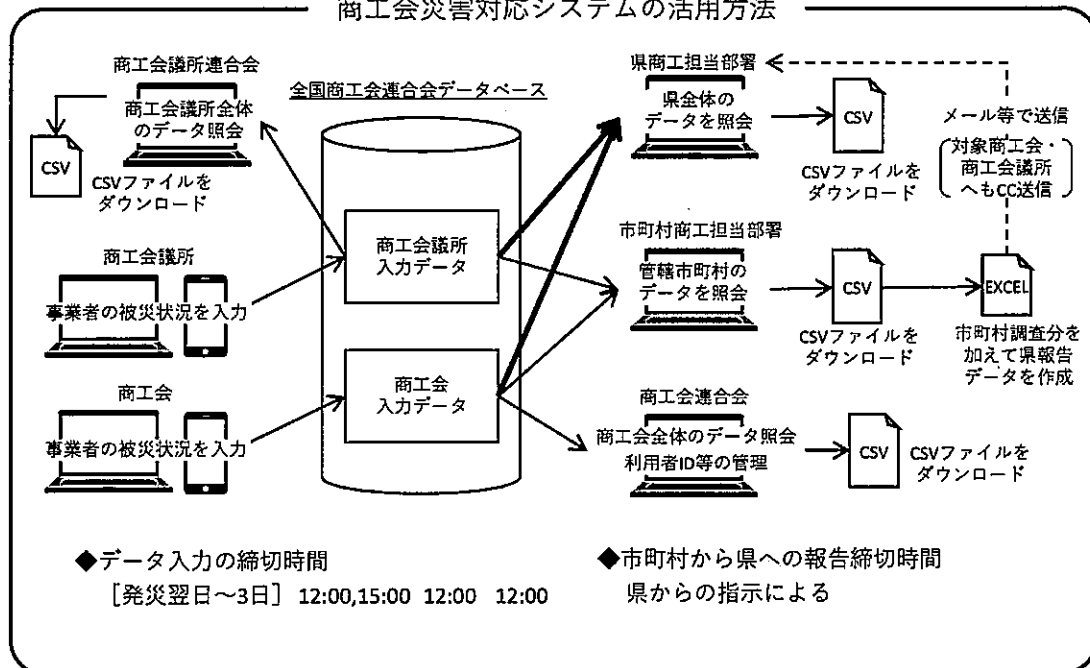
・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。

・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メール又はFAX等により情報共有又は報告を行う。

・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指

示により報告する。
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



・また、当会は被害状況を下図様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 1

福岡県中小企業復興経費支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiei@shien.pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

被害箇所					被害状況		区分 (詳細は別添付)
	所在地	高店街の場合は 高店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、家具、備品、機械の被害など。被害の範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入 部	○○市○○町○○丁目-○	—	△△△製材所	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	被災→被災者支援に努めた町長 被災→被災者支援に努めた町長 被災→被災者支援に努めた町長 被災→被災者支援に努めた町長
	△△市△△町△△番地	△△高店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電柱が店舗に倒れて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までには御報告頂いた箇所は再録せずに、正確な被害状況を記載していただく。 ※用途が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

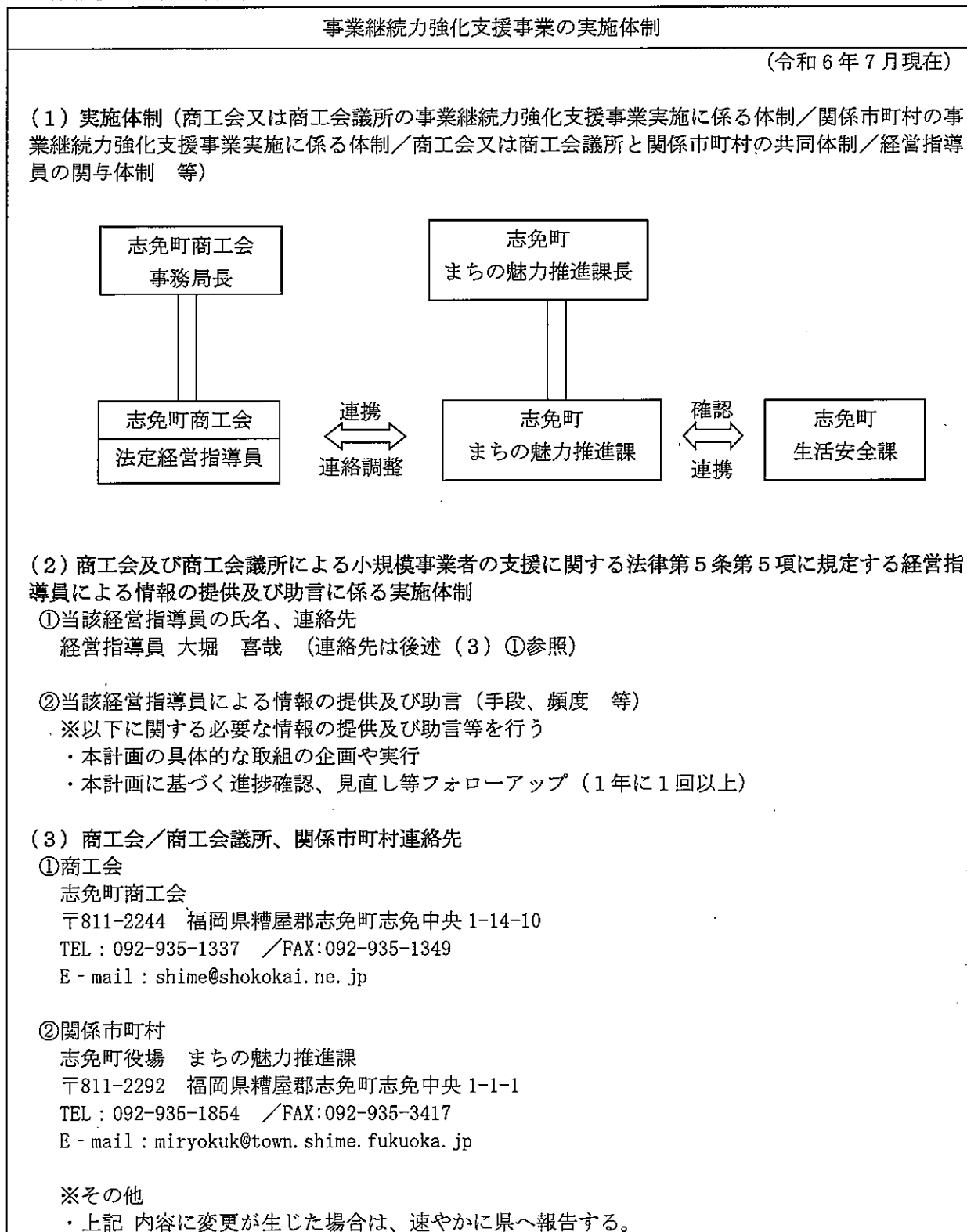
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	60	60	60	60	60
広報費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・福岡県商工会連合会（災害予防対策タスクチーム） 会長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 電話番号 092-622-7708 ・東京海上日動火災保険株式会社福岡支店福岡支社 支社長 中矢 勝雄 所在地 〒815-0032 福岡市南区塩原 3-26-15 電話番号 092-553-3886
連携して実施する事業の内容
・災害予防対策タスクチームと連携し、無料リスク予防診断から事業者BCP策定までのワンストップ支援事業を実施することにより、商工会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし、災害に負けない強い事業者を育成する。
連携して事業を実施する者の役割
(連携者) ・福岡県商工会連合会（災害予防対策タスクチーム） 会長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 電話番号 092-622-7708 ・東京海上日動火災保険株式会社福岡支店福岡支社 支社長 中矢 勝雄

所在地 〒815-0032 福岡市南区塩原 3-26-15

電話番号 092-553-3886

(役割)

事業者BCPを作成するまでの災害リスクに対する啓蒙を行い、災害時の対応や事業早期回復のためにどのようなことが必要であるかを認知してもらう前に、保険会社による無料リスク予防診断を行い、災害に負けないための計画作りの支援をワンストップで行う。

(効果)

- ①小規模事業者の災害リスク認識・事業所側の災害時の早期対応
- ②リスク診断を受けることにより事業を継続していく上で必要な事項が整っているかを認識してもらう。自然災害リスク認識と被害を想定することが出来、一日でも早い事業復旧へと近づけることが出来る。

連携体制図等

